

令和7年2月
佐賀信用金庫

預金口座の不正利用防止に向けた対応方針について

《はじめに》

当金庫においては令和6年8月に金融庁・警察庁連名で発出された「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化の要請」を踏まえ、口座の不正な開設、譲渡、および利用に対して以下のような厳格な対応を行います。

1. 口座売買の禁止

口座売買は、犯罪収益移転防止法違反等に該当し、刑事罰の対象となります。当金庫では口座の売買行為を一切禁止し、発覚した場合には直ちに取引の停止および警察への通報を行ないます。

2. 不正な口座開設の防止

口座開設時には、本人確認書類等の提出と利用目的の確認等、厳格な本人確認手続きを実施します。虚偽の情報を提供して口座を開設する行為は詐欺罪に該当し、警察への通報を行ないます。

3. 口座の譲渡・貸与および不正利用の防止

他人に口座を譲渡・貸与する行為は、犯罪収益移転防止法に違反します。不正利用が発覚した場合、口座を即時凍結し関係当局に通報します。不正の確証が得られない場合でも、取引の一時保留やお客様へのお電話での確認を行う場合があります。

《お客様へのお願い》

お客様には口座の安全な管理をお願いしております。口座情報（通帳、キャッシュカード、暗証番号など）を他人に提供しないようご注意ください。また、不審な取引や勧誘があった場合は、佐賀県警察および当金庫法務部へご連絡ください。

当金庫はお客様の安全と信頼を最優先に考え、各関係機関との連携や佐賀県警察との「特殊詐欺等の情報提供に関する協定」に基づき、口座の不正な開設・譲渡・利用に対して厳格に対応いたします。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

《本件に関するお問合せ先》

佐賀信用金庫	法務部	0952-22-2152（法務部直通）
佐賀県警察本部	組織犯罪対策課	0952-24-1111（代表）